

山梨県公報

第二千六百二十四号

平成二十八年

七月二十八日

木曜日

目次

告示

- 指定代理納付者の指定……………六九九
- 道路の供用開始(三件)……………六九九
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………七〇〇
- 随意契約の相手方の決定について……………七〇〇
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………七〇一
- 寄附金の収納事務の委託(二件)……………七〇一
- 遊漁規則の変更認可(四件)……………七〇一
- 農用地利用配分計画の認可……………七〇二
- 都市計画の決定図書の縦覧……………七〇三
- 人事委員会……………七〇三
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………七〇四

告示

山梨県告示第二百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 コミュニティネットワーク株式会社 東京都文京区本郷三丁目十九番二号Bビル
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付する山梨県富士山保全協力金に係るものに限る。)
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

- Master Card
 - VISA
 - JCB
 - Diners
- 四 指定代理納付者に代理納付させる期間 平成二十八年六月一日から同年九月十日まで

山梨県告示第二百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年八月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後藤 斎

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延(メートル)長 | 供用開始の期日 |
|-------|----------|---|---|----------|--------------|
| 県道 | 上野原あきる野線 | 上野原市桐原字出口七三四三番 三地先から 上野原市桐原字鷺合七三三三番 地先まで | | 六三・三 | 平成二十八年七月二十九日 |

山梨県告示第二百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年八月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後藤 斎

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延(メートル)長 | 供用開始の期日 |
|-------|----------|---|---|----------|--------------|
| 県道 | 四日市場上野原線 | 上野原市鶴島字松葉四一三九番 一地从先から 上野原市鶴島字松葉四一三八番 六地先まで | | 一九・九 | 平成二十八年七月二十九日 |

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
- (一) 名称 地域経済分析システム (RESAS) 普及促進業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県総合政策部地域創生・人口対策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十八年六月七日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社日本総合研究所
- (二) 住所 東京都品川区東五反田二丁目十八番一号
- 五 契約金額 三千三百六十九万九千四百四十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 事業者独自の企画提案によるものであるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号該当)。

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人日本上流文化圏研究所
- 2 代表者の氏名 深沢正晴
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡早川町薬袋四百三十番地
- 4 定款に記載された目的 この法人は、山梨県早川町を起点に、河川上流域が持つ様々な資源の再評価、上流域が抱える課題に対する調査研究や政策提言、また上流域の活性化を目指す住民活動への支援やその担い手の育成、さらには上流域を支える社会全体の環境づくりなどの事業を通して、命の源である「水」を生み出し続けるべき上流域の存在意義を確立するとともに、河川上流域と下流域が共生する持続

可能な社会を構築し、まちづくり、環境保全に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年七月二十二日から同年九月二十一日まで

● 寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第二項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 委託の相手方 甲府市朝氣一丁目一番五号 昭和総合警備保障株式会社
- 二 委託に係る寄附金 山梨県富士山保全協力金
- 三 委託の期間 平成二十八年六月二日から同年十月五日まで

● 寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第二項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 委託の相手方 東京都文京区本郷三丁目十九番二号BHビル コミュニティネット ワーク株式会社
- 二 委託に係る寄附金 山梨県富士山保全協力金
- 三 委託の期間 平成二十八年六月一日から同年九月十日まで

● 遊漁規則の変更認可

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 漁業権者の名称及び住所 峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺千九百二十番地
- 二 漁業権の免許番号 内共第三号
- 三 認可に係る変更内容
- 1 前売り遊漁料の納付場所の名前のうち、「甘利釣具店」を「アマリ釣具店」に変更することとした。
- 2 前売り遊漁料の納付場所から、「セブンイレブン山梨加納岩店」を削除するとともに、「セブンイレブン山梨加納岩店」を追加することとした。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十八年四月一日

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 漁業権者の名称及び住所 山梨中央漁業協同組合 甲府市下飯田二丁目八番三十四号

二 漁業権の免許番号 内共第二号

三 認可に係る変更内容 遊漁についての制限内容に次の制限を加えることとした。

繁殖保護、乱獲防止、危険防止のため、遊漁時間については、全魚種を日の出一時間前から日没一時間後までとする（うなぎを除く）。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十八年四月一日

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 漁業権者の名称及び住所 桂川漁業協同組合 上野原市上野原二千五百八十番地

二 漁業権の免許番号 内共第八号

三 認可に係る変更内容 遊漁についての制限内容に次の変更を行うこととした。

1 あゆの自由釣の区域について、上野原市地内の八ツ沢橋から八米泉橋までの鶴川の区域を、上野原市国道二十号鶴川橋から上流鏡渡橋までの鶴川の区域に変更することとした。

2 大月市富浜町堀の内地内の虹吹橋から大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点から上流七百五十メートルの地点と同地点から二百九十度の直線と対岸との交点とを結ぶ直線までの桂川本流及び笹子川の区域を、大月市富浜町尾名倉地区オバ沢合流地点の標柱から大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点から上流七百五十メートルの地点と同地点から二百九十度の直線と対岸との交点とを結ぶ直線までの桂川本流並びに笹子川及び葛野川の区域に延長することとした。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十八年四月一日

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 漁業権者の名称及び住所 峡北漁業協同組合 韮崎市円野町下円井字上河原三十六番地の二

二 漁業権の免許番号 内共第一号

三 認可に係る変更内容 川俣川溪流釣場の特別遊漁料のうち、あまご及びいわなに係るものについて「四千三百二十円」を「四千五百円」に、にじますに係るものについて「三千二百五十円」を「三千五百円」に変更することとした。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十八年四月一日

● 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。
平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|--------------|----------------|--------------------------|------------|
| 氏名又は名称 | 居住し、又は所在する市区町村 | 所 在 | 面積（平方メートル） |
| 堀内 治 | 富士吉田市 | 富士吉田市上吉田字久根ノ内二千九百六十一番外三筆 | 二、〇一八 |
| 関口 文彦 | 山梨市 | 山梨市江曾原字姥窪六百三十八番一外七筆 | 一、九三八 |
| 水野 レオ | 山梨市 | 山梨市江曾原字上江曾原 | 一、四三八 |

| | | | |
|-----------------------|--------|--------------------------|---------|
| 五味 進 | 甲州市 | 甲州市勝沼町小佐手字樋下三百四十一番 | 八一 |
| 内田 幹彦 | 甲州市 | 甲州市勝沼町小佐手字赤坂千七百四十四番一外一筆 | 一、〇九九 |
| 上野原ゆうきの輪合同会社 | 上野原市 | 上野原市鶴川字間々垣外八百七十三番 | 五五五 |
| 浅川 精 | 北杜市 | 北杜市大泉町西井出字寺所百六十九番 | 九六三 |
| 農事組合法人 いずみそば組 合 | 北杜市 | 北杜市大泉町谷戸字西田千八百六十七番一 | 五一八 |
| | | 北杜市大泉町谷戸字金生九番 | 七二六 |
| 瀬戸 義和 | 北杜市 | 北杜市小淵沢町字大久保八千三百九十二番三 | 一、五九三 |
| 手塚 修平 | 南アルプス市 | 南アルプス市西野字東原千五百八十八番一 | 二、二三六 |
| ムニルオグル ハカン | 南アルプス市 | 南アルプス市藤田字殿田八百五十一番一外一筆 | 二、八一六 |
| 横森 公夫 | 韮崎市 | 韮崎市穂坂町三ツ澤字西ノ田四千三百三十七番外一筆 | 三、一八九 |
| | | | 四十一番外五筆 |

| | | | |
|--------------|---------|-------------------------|-------|
| 三枝 猛 | 甲州市 | 甲州市勝沼町勝沼字宮ノ下五百四十九番一外一筆 | 一、二五四 |
| 前田 浩一郎 | 甲州市 | 甲州市勝沼町上岩崎字五反田千七百九十番外一筆 | 一、九二九 |
| 三浦 誠 | 甲州市 | 甲州市塩山竹森字乙木田千七百五十六番 | 一、八三二 |
| 早川 重男 | 甲州市 | 甲州市塩山小屋敷字松葉田八百八十六番外二筆 | 三、五三八 |
| 武井 正征 | 中巨摩郡昭和町 | 甲州市勝沼町勝沼字道下三千三百七十七番一外五筆 | 二、二七五 |
| 株式会社オル タナ | 東京都世田谷区 | 中央市西花輪字村前九百九十九番一外一筆 | 七、四〇七 |
| | | 韮崎市穂坂町三ツ澤字京塚千八百七十六番一外三筆 | 三、三四六 |

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部担い手・農地対策室に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日 平成二十八年七月二十二日

● 都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画地区計画(向町(二)地区地区計画)
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月二十八日

山梨県人事委員会

委員長職務代理者 小 俣 二 也

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の民間企業等職務経験者職員採用試験の項を次のように改める。

| | |
|----------------------|---|
| 民間企業等職務経験者 職員採用試験 | <ul style="list-style-type: none"> 一 行政職給料表級別基準職務表の職務の級二級の職及び三級の職 二 医療職給料表（二）級別基準職務表の職務の級二級の職及び三級の職 三 福祉職給料表級別基準職務表の職務の級二級の職及び三級の職 |
|----------------------|---|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。